

関係各位

早稲田大学

被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する 入学検定料、登録料・学費等減免について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保障するため、被災の状況により、入学検定料の免除、登録料・学費等の減免制度を用意しております。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の制度の適用を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

早稲田大学入学試験の志願者のうち、**学費負担者（主たる家計支持者）が、当該試験における入学年月日から遡って1年以内に災害救助法が適用された市町村（下記「3. 災害救助法適用地域」参照）**で被災された方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、登録料、学費等の減免を希望する方（出願後に被災された方を含む）。

※ 入試種別は問いません。

※ 「登録料」は、入学者に限り「入学金」に振り替えます。

※ 審査の結果、減免の対象となった方であっても、実際に入学しなかった場合には、支払い済みの登録料は返還されません。

※ 在学生は、[こちらの](#)ページから申請してください。

2. 被災の程度による学費等の減免基準

本制度の適用は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除
半壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除
一部損壊	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除	適用なし
被害なし	入学検定料・登録料免除、1年間の学費等免除	入学検定料・登録料免除、半期分の学費等免除	適用なし

※被害認定区分が「床上浸水」の場合、「一部損壊」と見なします。

3. 災害救助法適用地域

(2026年2月8日現在)

●令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法適用地域

【青森県】

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鮎ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町
(法適用日：令和8年1月29日)

西津軽郡深浦町 (法適用日：令和8年1月30日)

中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村 (法適用日：令和8年2月2日)

【新潟県】

小千谷市、魚沼市 (法適用日：令和8年2月2日)

長岡市 (法適用日：令和8年2月3日)

上越市 (法適用日：令和8年2月4日)

【秋田県】

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町 (法適用日：令和8年2月3日)

【山形県】

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村 (法適用日：令和8年2月4日)

尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町 (法適用日：令和8年2月5日)

(2025年12月9日現在)

●令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法適用地域

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町 (法適用日：令和7年12月8日)

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町 (法適用日：令和7年12月8日)

(2025年11月21日現在)

●令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害救助法適用地域

【大分県】

大分市 (法適用日：令和7年11月18日)

●令和7年台風第22号に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【東京都】

島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村 (法適用日：令和7年10月8日)

●令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【三重県】

四日市市（法適用日：令和7年9月12日）

●令和7年台風第15号等に伴う災害に係る災害救助法適用地域

【静岡県】

静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町（法適用日：令和7年9月5日）

●令和7年9月2日からの大雨に係る災害救助法適用地域

【秋田県】

北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町（法適用日：令和7年9月2日）

●令和7年台風第12号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【鹿児島県】

南さつま市（法適用日：令和7年8月21日）

●令和7年8月20日からの大雨にかかる災害救助法適用地域

【秋田県】

仙北市（法適用日：令和7年8月20日）

●令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【石川県】

金沢市（法適用日：令和7年8月7日）

【鹿児島県】

薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市（法適用日：令和7年8月7日）

【山口県】

宇部市（法適用日：令和7年8月10日）

【熊本県】

熊本市（救助実施市）、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町（法適用日：令和7年8月10日）

●令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法適用地域

【北海道】

函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払町、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡

浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町（法適用日：令和7年7月30日）

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町（法適用日：令和7年7月30日）

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町（法適用日：令和7年7月30日）

【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町（法適用日：令和7年7月30日）

【福島県】

いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町（法適用日：令和7年7月30日）

【静岡県】

静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町（法適用日：令和7年7月30日）

【三重県】

鳥羽市、志摩市（法適用日：令和7年7月30日）

●令和7年台風第8号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域

【沖縄県】

島尻郡南大東村、島尻郡北大東村（法適用日：令和7年7月27日）

●トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域

【鹿児島県】

鹿児島郡十島村（法適用日：令和7年7月3日）

4. 申請方法

以下の「必要書類」を揃えて、「申請書送付先」まで郵送してください。

必要書類

①「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」（所定様式）

※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください（記入例を参照してください）。

家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②市区町村発行の「罹災証明書」

※罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。

③学費負担者（主たる家計支持者）の収入の状況が分かる資料

※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。

被災の前後で収入に変化がない場合、提出は不要です。

④志願者および学費負担者（主たる家計支持者）の「住民票」の写し

※世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。

⑤「戸籍抄本」

※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、登録料、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。

⑥「診断書」

※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

申請書送付先

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学入学センター 入学検定料等減免係

5. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限：**当該試験における入学年月日の2週間前まで**（消印有効）

※ 減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

※ お支払済みの入学検定料および登録料の取扱いについて

本学の審査により学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料および登録料を返還いたします。なお、登録料の返還は、本学に入学した場合に限ります。

申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター

電 話：03-3203-4331

e-mail：nyusi@list.waseda.jp